## 中小企業金融円滑化法期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月末日をもって終了いたしましたが、当行は、金融円滑化に向けた取組み方針を変えることなく、引続き地域の皆さまへの安定的かつ円滑な資金供給に努めるとともに、中小企業の皆さまの事業再生につきましては、真の意味での経営改善に繋がる支援を目指し、貸付条件の変更等のみならず、必要に応じて関係機関との連携を図りつつ、今後も中小企業金融円滑化に真摯に取組んでまいる所存です。また、住宅ローンご利用のお客さまからのご返済条件の変更等に関するご相談やお申込みには引続き真摯に対応してまいります。

以上

## 【ご相談窓口】

金融円滑化に関するご相談は当行のお取引店までご連絡ください。

【住宅ローンご返済相談専用フリーダイヤル】

O 1 2 O - 6 2 3 - 7 1 O (平日 午前 9 時~午後 5 時、 土曜 午前 10 時~午後 5 時)